

## 平成30年1月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年1月24日〔水曜日〕 11時00分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (12名)

会長	4番	脇田 峰生
職務代理	8番	欠席
職務代理(代理)	14番	日高 仙三
委員	1番	上妻 力
//	2番	中村 正幸
//	3番	深田 広文
//	5番	羽生 友保
//	6番	
//	7番	鮫島 繁樹
//	9番	牛越 紀幸
//	10番	坂本 江里子
//	11番	岩本 延男
//	12番	河本 アツミ
//	13番	石寺 政和

4. 欠席委員 (1名)

委員	8番	日笠山 隆
----	----	-------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 あっせんについて

議案第3号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について



## ○事務局

皆さんお疲れさまです。定刻になりましたので、1月の定例総会を開会いたします。

本日は、日笠山委員が入院中のため欠席でございます。農業委員13名中12名の出席で会議は成立しました。

それでは会長にあいさつをいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

## ○会長

皆さん、新年あけましておめでとうございます。

委員の皆様におかれましては、穏やかなうちに、新年を迎えられたことと思います。去年は、委員に就任以来研修会や農地利用状況調査など、非常に目まぐるしい日々だったかと思えます。

また、先日は遊休農地の解消ということで、皆さんに参加をしていただきました。本当にありがとうございました。早速、本日は農業者年金加入推進研修会に引き続きの開催ということで、本年もどうぞよろしくをお願いいたします。

## ○議長

それでは、1月の定例総会を開会いたします。

始めに、日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員」の指名をいたします。議事録署名委員には、2番中村委員と3番深田委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

## ○議長

続きまして、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。

資料は1ページです。今月は賃借権設定3件の申請がありました。

1番です。榕城今年川地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積2,616平米を賃貸借により10年間借り受けるものです。

2番です。榕城岳之田地区です。台帳現況地目畑2筆で、合計面積5,857平米を賃貸借により10年間借り受けるものです。1番と2番の許可後の経営面積が8,473平米となり、下限面積の50アール超えます。

3番です。榕城小牧野地区です。台帳現況地目畑の3筆で、合計面積6,498平米を賃貸借により5年間借り受けるものです。

以上、本件1番から3番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

## ○会長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局のほうから説明がありました。

続きまして担当委員の報告をお願いします。

## ○5番委員

5番です。番号1・番号2につきまして、1月19日午前中に、私と推進委員及び借り人立会のもと調査をいたしました結果、ここに書いてあるとおり、借賃等々の設定もそれぞれ現場で納得をしたところであります。

3番につきましては、21日に貸し人と私と推進委員が立ち会いのもと現場を確認したところです。これにつきましても、利用権等、ここに書いてあるとおりでございます。以上、報告を終わります。

## ○議長

はいありがとうございました。ただいま議案第1号について、事務局並びに担当委員の方から説明がありました。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

はい、それでは無いようですので採決をいたします。議案第1号について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして議案第2号「あっせんについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「あっせんについて」です。資料は2ページから3ページです。

1番です。「売りたい」の申し出です。場所は国上寺之門地区です。②③は平成29年12月まで貸していたとのこと。地域の相場以下でもいいので売りたいとのこと。

あっせん委員につきましては、12番河本委員と4番脇田委員をお願いいたします。

2番です。「貸したい」の申し出です。場所は榕城上之原町地区です。2月末で現在の借り手から返還されるため、新しい借り手を探してほしいとのこと。傾斜のある畑です。

なお、申出者が1月12日に死亡したため、息子に確認をしたところ、申請取り下げはしないので借り手を探してほしいとのこと。あっせん委員につきましては、5番は羽生委員と4番脇田委員をお願いいたします。

3ページをお開きください。

3番です。「貸したい」の申し出です。場所は国上浦田地区です。作物に指定はないので牧草でも問題ないとのこと。借り賃は標準額でお願いします。あっせん委員につきましては、12番河本委員と4番脇田委員をお願いいたします。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。今月は「貸したい」の申し出が2件と「売りたい」の申し出が1件、これについて質疑のある方は挙手でお願いします。

はい、無いようですので、あっせん委員になられた方は、よろしくをお願いいたします。

○議長

続きまして議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。

まず始めに、利用権の設定説明いたします。1の1ページをお開きください。

1段目です。期間が平成30年2月1日から平成35年1月31日の5年間、地目畑、面積27,514平米、利用権の設定する者9人、受ける者5人です。

2段目です。期間が平成30年2月1日から平成40年1月31日の10年間、地目田、面積7,672平米、地目畑、面積11,288平米、利用権の設定をする者8人、受ける者3人です。

内訳については1の2ページを、詳細については1の3ページから1の22ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転です。2の1ページをお開きください。

1段目です。平成30年2月1日に所有権を移転するものです。地目畑、面積4,659平米、所有権を移転する者1人、受ける者1人です。内訳については2の2ページを、詳細については、2の3ページから2の5ページをご覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。資料の3の1ページをお開きください。

1段目です。期間が平成30年3月1日から平成35年2月28日の5年間、地目田、面積4,477平米、地目畑、面積105,558平米、合計面積110,035平米、利用権の設定をする者17

人、受ける者1人です。

2段目です。期間が平成30年3月1日から平成40年2月29日の10年間、地目田、面積12,856平米、地目畑、面積72,154平米、合計面積85,010平米、利用権の設定をする者29人、受ける者1人です。内訳については、3の2ページから3の4ページを、詳細については3の5ページから3の49ページをご覧ください。

以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。

#### ○議長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました「利用権の設定」整理番号1番から17番について審議をいたします。順次、担当委員の報告をお願いします。

#### ○1 番委員

1番です。整理番号1から5番について借り人が同一人物のため一括して報告をいたします。1月22日に推進委員と聞き取りを行いました。整理番号1の貸人は、借り人の祖母で高齢の方です。

2番の貸し人は叔父さんに当たり、病気療養中で経営を縮小したいと考えている方です。3番、4番、5番の貸人につきましては、市内在住の方です。前耕作者は2番の方で、その後を引き継いで借りるとのことです。借り人は、経営拡大を目指す新規就農者の若者であります。経営内容といたしましては、年間雇用を目指し、現在は安納いも、スナップエンドウ、カボチャ等を作っております。叔父さんや叔母さん達が良きアドバイザーとしてそばにいて、本人も高き志を持ち頑張っている姿が伺えました。今後、地域のよき担い手となると思います。貸し人の確認も取れましたので結果、許可相当と考えます。以上です。

#### ○3 番委員

3番です。整理番号6について説明をいたします。1月19日に、借り人と現場確認をし、内容の確認をしたところでございます。借り人は、青年就農給付金の受給者でありまして、今年が4年目となるという事で、農業に大変意欲を持って、安納いも、スナップエンドウ、パレイショ等の園芸作を中心に頑張っている青年でございます。当地区におきましても、将来の後継者ということで、地元に住しながら頑張っておりますので、借受人としての価値は十分あると考えております。それから、貸し人につきましては、鹿児島の方に在住ということで、管理人が地元の親戚がおりますので、その方に内容等、確認をしまして、これに間違い無いということで確認をしたところでございます。以上です。

#### ○4 番委員

整理番号7七番につきまして報告をいたします。1月の23日に借り人と推進委員の立ち会いのもとで畑の確認を行いました。ここでは、2筆になってはいますが、現況は1枚ということで、非常に荒れていましたが開墾をして、ただいま、さとうきびを作付してありまして、霜の被害もなく順調に発育がなされているようです。賃借料につきましては、一応、金額は決めていましたが、再度、推進委員が貸人の意向を確認したところ、賃借料は要らないということで、合意がなされたようでございます。以上です。

#### ○5 番委員

5番です。整理番号8について説明をさせていただきます。1月19日の午前中に貸し人の奥さんと推進委員とで現場を確認しております。借り人は、貸し人の息子さんで青年就農給付金をもらっている方です。畜産とさとうきびがメインでございまして、この畑につきましては、さとうきびが植えられておりました。小牧野地区の優秀な青年でありますので、これからも地域活性化に役立っていただろうと思っております。以上報告を終わります。

## ○9 番委員

9番です。整理番号9から11番について報告いたします。1月17日に、借り人と現地にて確認を行いました。借り人は、キキョウ蘭やサカキを中心とした葉物を栽培している新規就農者です。就農2年目ということもあり、これから益々、規模拡大を計画的に実施し今後の発展につなげていきたいとの意思が伺えました。後日、各貸し人3名に電話にて内容の確認をしたところ、間違いのないとの返答をいただいたところでございます。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

## ○13 番委員

はい、13番です。番号12番から14番について、借人が同一人物ですのでまとめて報告をいたします。1月20日に借人と現地調査を行いました。借人は新規就農者で、安納いも、スナップエンドウ、さとうきびと幅広く耕作している方でございます。

12番は、契約年数が10年となっておりますが、貸人が5年にしてほしいとのことでございました。台帳は3筆となっておりますが、現況は1筆となっております。現在、スナップエンドウを作っております。13番の貸人は、土地持ち非農家の方でございます。こちらには現在、さとうきびを作っております。

14番の貸人とは親子に当たります。経営移譲に伴う貸付となります。現在、さとうきびを作っております。以上、3名の貸人とは電話で確認を取っております。他、申請どおり間違いありませんでした。以上です。

## ○14 番委員

はい、14番です。整理番号15、16、17につきまして、借り人が同一の農地所有適格法人でございまして、まとめて説明をいたします。15、16に関しましては、貸し人が夫婦関係になります。そして、農地は6筆ありますが、場所が、同じ場所にありまして、合わせて説明いたします。1月23日に現地を確認いたしました。借り人はバレイショ、青果いも、畜産を中心とする大規模農家です。今回、貸し人の要望により、今回の申請が上がったところです。この農地には、牧草を栽培するということでございました。

続きまして、17番です。貸し人に1月23日に確認をしております。この方は奥さんに先だたれて一人になったということで規模縮小ということでございます。借り人は、15番・16番と一緒に農地所有適格法人です。この農地に関しましても牧草を栽培するということでございました。以上で報告を終わります。

## ○議長

はい、ありがとうございました。これについて質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

## ○議長

はい、無いようですので採決をいたします。「利用権の設定」1番から17番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので「利用権の設定」1番から17番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

## ○議長

続きまして「所有権の移転」整理番号1番について審議します。それでは、担当委員の報告をお願いします。

## ○2 番委員

2番です。整理番号1について報告いたします。

1月22日に譲受人立会いのもと現地調査を行いました。譲受人は、さとうきび、でん粉いも、米、畜産を営む現和校区在住の認定農家です。譲渡人は土地持ち非農家で、譲受人の自宅近くに畑があり、今回の申請となったそうです。現地は、さとうきびを植え付けていました。農業機械についても一式そろっており、経営技術についても、何ら申し分ありません。譲渡人

とは電話にて確認をしております。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。これについて、質疑のある方は挙手でお願いをいたします。無いようですので採決をいたします。「所有権の移転」1番について原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので「所有権の移転」1番については原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。


○議長

続きまして、中間管理事業分の利用権設定について審議をいたします。これについて、質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

はい、それでは無いようですので採決をいたします。中間管理事業分の利用権設定について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、中間管理事業分の利用権設定については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

以上で本日の審議を終了いたします。

会 長 協田峰伍 

2 番委員 中村正幸 

3 番委員 深田広文 